

防災対策条例調査特別委員会

(平成30年10月31日)

○ 小林博次委員長

おはようございます。

ただいまから防災対策条例調査特別委員会を開かせていただきます。

本日は、（仮称）四日市市防災対策条例のパブリックコメントに対する回答案の文言の一部修正をまずお願いして、次に、回答案の確定をさせていただきたいと思います。その次に条例案の確定、その次に行政要望について行政要望案の文言の調整と提言に関するその他の意見の追加、行政要望案の確定。その次に、委員会報告書、この3点について会議を進めさせていただきます。

それでは、まず、第1点目の四日市市防災対策条例で、10月9日に四日市市自治会連合会の役員と正副委員長でお話し合いをさせていただきました。意見を聞く機会を持たせていただきまして、委員会で条例案づくりについて説明を加えて役員の皆様のご理解をいただくことができましたので、報告をさせていただきます。

それでは、本日の議題であります条例案のパブリックコメントに対する回答案の文言調整を議題にさせていただきます。

事務局から説明させます。

○ 伊藤議会事務局主事

議会事務局、伊藤と申します。失礼いたします。

では、まず、右上に資料①、前回からの修正部分と記載のありますA4資料をごらんください。こちらのほうで、条例案とパブリックコメントの回答案についての文言調整を記載させていただいております。

まず、条例案についてでございます。

第18条（自主防災活動への支援）の条文中におきまして、法制執務上、語句接続に「及び」を使用すべきところに「、」を使用している部分がございますので、こちらを「及び」に修正させていただきました。

続きまして、第22条（指定避難所の指定等）の条文におきまして、福祉避難所を説明する括弧書き内に「以下同じ」という文言がございましたけれども、本文中のみの使用にとどまっておったため、こちらの文言を削除させていただいております。

パブリックコメントの回答案につきましては、文法の修正や段落調整のほうだけ行わせていただいておりますので、修正箇所は多数ございますので、今回資料②のほうでつけておりますパブリックコメントの回答案のほうをごらんいただければと思います。

修正内容は、以上でございます。

○ 小林博次委員長

事前に案をお配りさせていただいて意見を聞かせていただきまして、特別にご意見はありませんでした。ということで、こういうように提案のとおり修正させていただきますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

では、よろしくお願いいたします。

それでは、その次に、パブリックコメントに対する回答案の確定で、回答案を委員会案として決定して議長に報告したいと思いますが、これについてもそれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

それでは、確定いただきましたので、この後、議長に報告をして、11月20日の代表者会議、議会運営委員会でご確認をいただくと、そういう手続に入らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、その次に、条例案の確定。

条例案の提案理由を作成しましたので、事務局から説明させます。

○ 伊藤議会事務局主事

続きまして、右上に資料⑤、提案理由と記載のありますA4資料をごらんいただければと思います。

こちら、そのまま読み上げさせていただきます。

提案理由。

ただいま議題となっております、発議第〇号、四日市市防災対策条例の制定につきまして、発議者を代表して、提案理由の説明を申し上げます。

現在、周期的に発生する南海トラフ地震や直下型地震、全国で頻発する深刻な風水害は、本市をいつ襲ってきても不思議ではありません。本市は日本有数の石油化学コンビナート群を抱えることから、こちらが原因となる二次災害の発生も懸念されます。

本市における防災力のさらなる向上を目指し、防災対策条例調査特別委員会において、被害を最小限にとどめる減災対策を中心とした調査研究を重ね、委員間での議論を深めてまいりました。

どのような災害からも、「想定外」をつくらずに対応し、市民の生命、身体及び財産を守るためには、市民等や事業者の防災・減災に対する意識をさらに高めていく必要があります。

本市、市民、事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携して取り組むことを基本理念として、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施するために、本条例案を提出するものであります。

どうかよろしくご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

提案理由については説明をさせたとおりですが、それでよろしいでしょうか。何か。

○ 藤田真信委員

済みません、すごく細かいことで恐縮なんですけれども、5行目のところで、「日本有数の石油化学コンビナート群を抱えることから、これらが原因となる二次災害の発生も懸念されます。」意味はわかるんですが、ちょっと文言的に強過ぎるような気がして。「これらが原因となる」ってわざわざ書かなくても、そのまま「二次災害の発生も懸念されます」というような形で続けていただいたほうがベストなのかなというふうに思うんですが。

○ 小林博次委員長

という提案がありました。確かに、コンビナート群を抱えることから二次災害が発生する懸念もあるということが趣旨で、これらが原因となるというのは一言多いかなというふうにも思いますので、そのあたり、どうでしょうかね。提案のとおり修正をさせていただきますかね。さらっといくほうがいいかなと。そのように取り扱わせていただきます。ほかにありますか。

○ 樋口博己委員

下のほうの「本市、市民、事業者がそれぞれの責務と役割を果たし」という文言なんですけれども、条例案の中では、第5条が市民の責務、第6条が事業者の責務、第7条が市の責務と来て、第8条が議会の責務とありますので、ここに議会もプラスしたほうがいいんではないかなと思います。

○ 小林博次委員長

そうすると、「本市と市議会」という表記ですかね。

じゃ、そのあたり、皆さん、どうでしょうか。もし同じような意見なら、正副委員長に預らせていただいて修正させていただきたいと思います。

ありますか。

○ 伊藤議会事務局主事

ちょっと事務局のほうから説明させていただきます。

確かに、責務としては議会の責務というものを設けておるんですけれども、今回、前文のほうにおいては、市のほうに議会を含むというような理解のもと、今現在、「議会」を「市」の中に入れ込んだ形で前文のほうを構成しておりますので、今回はその前文の内容をある程度要約する形での提案理由という形にしておるということで、設定はしております。

○ 小林博次委員長

それで。

○ 伊藤議会事務局主事

特段は、今回、提案理由として、もちろん議会提案というところを出していただくか、もしくは、前文というところに統一をする形で構成していただくか、それはまた諮っていただければというところでございます。

○ 小林博次委員長

四日市市自治会連合会との話のときも、市の中に議会を含めると、そういう条例上の提起をしたという説明を加えてはきました。

そのあたりを含めて一任していただいて、このままになるかもわかりませんし、追加するかもわかりませんが、一任をさせてください。よろしくお願いします。

○ 伊藤嗣也委員

真ん中ら辺の「どのような災害からも」の行ですが、最後のほうに、「市民の生命、身体及び財産」とあるところ、「市民の生命及び財産」ではどうでしょうか。あえて「身体」という言葉が要るのかどうかなんですけど。「市民の生命及び財産」ではいかがでしょうか。

○ 小林博次委員長

そうやな。

○ 伊藤嗣也委員

済みません、よろしくお願いします。

○ 小林博次委員長

じゃ、このあたりも一任いただけますか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

よろしく。

ほかにあるでしょうか。

(なし)

○ 小林博次委員長

特に、ほかはないようですから、提案理由については修正部分を預からせていただいて、処置をさせていただきます。ということで決定をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

じゃ、その次に移らせていただきます。

その次は、現在の条例案、これを委員会案として確定させていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

それじゃ、今までご審議をいただいた案を委員会案として確定させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、その次の行政要望に移りたいと思います。

まず、この行政要望ですが、従来、文言調整が一部ありましたから、そのあたりを説明させてご理解を得ていきたいと思いますが、事務局、説明してください。

○ 伊藤議会事務局主事

右上に資料①、前回からの修正部分とありますA4資料をごらんください。

こちらの下段のほうでございます。

行政要望案の八つ目、「平成30年7月豪雨の反省を踏まえた対策の実施」におきまして、行政対応を強く批判する表現の部分がございました。こちら、行政を構成する一組織である議会という立場を鑑みて当表現は適切ではないというご判断からこちらのほうを削除させていただきまして、かわりに「住民に対し」という文言の追加をいたした修正でございます。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

ということで変更させていただきました。

この変更でよろしいでしょうかね。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、第8番目は、状況の変化があって文言修正をさせていただきましたが、確定をさせていただきます。

それから、その次に、提言の中に先般の四日市市自治会連合会と話をさせていただいたときに、自治会員の拡大というのが問題提起をされていまして、自治会への加入を促進することに協力していく、こんなようなことを行政要望として入れていく必要があるのかなということがありましたから、少し事務局から説明をさせます。

○ 伊藤議会事務局主事

続いて、右上、資料⑦、提言に関するその他の意見とありますA4資料をごらんください。

こちらのほうですね、四日市市自治会連合会の役員会におきまして要望のほうを受けました自治会加入促進策の支援を求める意見と、行政要望案のほうに内容が反映されなかった委員からの意見というものを一覧化した資料でございます。

資料の取り扱いとしましては、従来の行政要望案に添付して提出することを予定しております。

では、内容のほうを読み上げさせていただきます。

提言に関するその他の意見。

自治会への加入を促進する施策の推進。

地域社会に根ざした組織である自治会は、自助、共助の取り組みにおいて非常に大きな役割を担っているが、少子高齢化、核家族化、集合住宅の増加により、加入率が低下している。コミュニティが希薄となることで、自治会による防災・減災活動が困難となる地域も現れ始めている。

自治会による防災・減災活動を支援する観点からも、条例の制定などをはじめとする自治会への加入を促進する施策を検討する必要がある。

避難に関連する用語の周知。

避難準備情報、避難勧告、避難指示といった用語の意味を正しく理解できていない市民は未だに多く、避難情報発令時において適切に判断されないおそれがある。また、指定避難所、福祉避難所、緊急避難場所、緊急避難所など避難関連施設の名称が多く存在しており、「どんな時にどこに行けばいいのか」が市民目線でわかりにくいものとなっている。

これらの文言の意味をわかりやすく整理し、地域の方とともに、各種啓発活動を推進すべきである。

在住者数に合わせた津波避難場所の設置。

津波避難ビルは500mに1カ所程度を目安として指定されているが、地域の在住者数や、一定の支援が必要な要援助者の分布を考慮しない配置となっており、避難者を十分に収容できない恐れがある。

地域の在住者数から想定される必要収容人数や、要援護者の分布を考慮した津波避難場所の指定、設置を目指すとともに、それらが困難な場合の施策についてもあわせて検討すべきである。

緊急避難所への支援。

地域住民が共助の取組として開設する緊急避難所は、一時的な避難を目的とした緊急避難場所であるが、指定避難所と同様に、滞在場所としての利用も見込まれている。

滞在を想定した避難所運営の支援として、緊急避難場所に指定されている自治会の集会所への改修補助の拡充や、救援物資の供給方法などの連携体制について検討すべきである。

液状化現象への対策。

三重県の調査結果や過去の災害記録が示すとおり、本市の広い地域で液状化現象が発生する恐れがあり、大規模な地震発生時には家屋倒壊や交通障害など大きな被害をもたらすことが予想される。

液状化の危険性が高い地域をわかりやすく周知するとともに、特に交通網への影響が大きい道路については地盤改良工事等の実施も検討すべきである。

災害用便槽、浄化槽の状況整理及び計画的な整備。

避難生活の衛生管理において、トイレの整備はきわめて重要となる。不要となった浄化槽を災害用便槽の整備については、市内全域の小中学校において、現状を改めて整理し、

計画的に整備を行う必要がある。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとう。

ということで、最初にも言いましたけど、四日市市自治会連合会の役員会で話し合いがあった件と、それから、皆さん方から議論の中で、避難に関する避難所がわかりにくいかとか、それを少し一個にまとめました。

それから、津波避難ビルに、ここへ避難してくるときに、本当にそこに全部入り切るとか、要援護者対策ができていないというのが若干疑問がありましたから、そのあたり検討してほしいということと、緊急避難場所には自治会の集会所なんかも使われる可能性があるんで、そのあたりの改修補助。

それから、震災が発生したときの物資の供給方法なんかが、うまくやれるのかなと、きちっと検討してほしいということ。

それから、液状化が大変厳しいことになるのではないかということがありますから、そのあたりの状況をつかむことと、状況に対する対策、こんなようなこと。

それから、発生してから衛生管理とかトイレの準備とか、そういうもろもろの問題についてきちっとしてくださいよと、こういう感じの提言をするということで、6項目にわたって追加をする。そのほかに皆さんからいただいた個別のやつは、名前は書かずにそのまま行政側にお渡しする、こんなことで対応したいなということですよ。

ということで、八つの提言以外に六つの意見、これを追加して行政要望にさせていただく、こんなことで取り扱わせていただきたいと思います。その点、文言の問題もあるかと思いますが、ご意見をいただいて確定していきたいと思っております。

それでは、ご意見とかあれば、ご質疑があれば、出してください。

○ 萩須智之副委員長

済みません、失礼します。

一番最後の下から2行なんですけど、3行目の後半から、「不要となった浄化槽を災害用便槽の整備については」というの、ちょっと日本語としてしっくりこないんで、「浄化槽の災害用便槽への転換整備」とか改めさせていただこうかと思うんですが、よろしいです

かね。

○ 伊藤議会事務局主事

済みません、文言のほう、誤って構成しておりましたので、こちらのほうは文言のほうを修正させていただくような形で。

○ 伊藤嗣也委員

既に公共下水に接続された小中学校においては、この不要となった浄化槽……。浄化槽ないですね。

○ 小林博次委員長

ないです。

○ 伊藤嗣也委員

この文言のバランス的にどうなのかなと思うんですけど。

○ 小林博次委員長

そうやな。何か所あるのか知らんけど、これがね。やっぱりそのあたり、また、預からせていただいて整理させてもらうということによろしいかね。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

ほかにあります。

○ 樋口博己委員

この意図するところの確認なんですけれども、在住者数に合わせた津波避難場所の設置というところで、最後から、下から3行目のところの「必要収容人数や、要援護者の分布を考慮した津波避難場所の指定。」指定はわかりますけれども、設置を目指すというのは、これは、新たにつくるというのが含まれているのか、それとも何か違うという意味合いな

のか、その辺ちょっと確認なんです。

○ 小林博次委員長

説明してくれるか。

○ 伊藤議会事務局主事

基本的には、指定のほうを重点として持っておるところなんですけれども、可能性として設置というところを、その当時の意見というものを、今そのまま確認ができない状況です。その当時どのような意図で発言のほうをされていたかというところを改めて確認をさせていただきたいというところでございます。済みません。

○ 樋口博己委員

その後、それらが困難な場合の施策についてもあわせて検討すべきと続くので、雰囲気的には、委員会のご意見としては新しくつくることも含まれるのかなと思っているんですけれども、それでいいのかな。その辺の確認なんですけれども。

○ 小林博次委員長

このあたり、どうですかね。新しく避難場所は、新しく設置というよりは指定ということで、数、足りなければふやせということが要望の趣旨になると思うんで。それは、そういうことでええんやな。

○ 森 康哲委員

吉川さんが危機管理監のときに答弁されたことがあるんですけれども、指定して、どうしても満たせないところにおいては津波避難タワーの建設も検討していくという答弁をいただいたことがあるんですね。そこの答弁が生きているのであれば、今樋口委員が言われたところは、ないところの対応としては有効なのかなと思うんですけれども。その考え方を理事者が変えていけば別ですけれども。

○ 山口智也委員

今、森委員がおっしゃったように、指定が困難という地域もあろうかと思うんですよね。

そういう場合に、それを考慮するとすれば、その文言としては、さっき事務局があったからありましたけど、指定がメインだとは思いますが、指定を目指すとともに、それが困難な場合は、新たな設置も含めた新たな検討をすべきであるというふうに具体的に示したらどうかと考えるんですけども。

○ 小林博次委員長

そうすると、津波避難場所の指定と、それから、収容人数がオーバーするときがあったり、それから、ない場合がありますから、避難場所を設置を目指す、こういうことと、それから、それが困難な場合の施策についても考えなさいと、こういう文言のとおりでよろしいですかね。

○ 山口智也委員

文言のとおりというか、例えばさっき、もう一回言いますけれども、指定避難場所の指定を目指すとともに、それらが困難な場合は新たな設置も含めた施策についてもあわせて検討すべきであるというふうに、そういうふうになれば、具体的にわかるかなと感じます。

○ 小林博次委員長

そういう考え方が整理としてはいいでしょうね。

ほかにありますか。

○ 村山繁生委員

下から二つ目の液状化現象の対策ですけど、これ、どうか……。文言にする……。液状化の危険性が高い地域をわかりやすく周知するとともに……。周知されたところで、どうしようもないんですわね。特に、交通網の影響が大きい道路については、地盤改良工事の実施も検討すべきだ。それは、できればいいけど、これは余りにも現実的にはちょっと難しいんじゃないかなと思うんですよ。液状化の危険性が高い地域をわかりやすく周知されて、そんなすぐに引っ越すわけにもいかへんし、これをどう……。これを言われてもどうしようもないなと思うんですけど。

○ 小林博次委員長

東南海地震のときの液状化がかなり発生した地域が存在する。そういうところは、やっぱり何らかの対策が必要になってくるんで、例えば、このあたりですと、その当時は、地下水は、もう地表ぎりぎりまであったと思うんやわ。今は、1 m、もしくは、1 m二、三十、水位が下がったと思うんで、液状化していく危険度がそれぐらい下がっていくということがあったりするんで、そのあたりは、文章表現上、少し考える必要があるかなとは思いますが、どのあたりが、どのあたりというのを明らかにして対策を立てていただく。道路なんかは、やっぱりいざというとき、緊急自動車も、もしくは消防車も走らんというんではこれは問題が出てくるんで、あらかじめ過去の地震で液状化して道路が寸断されたりしたところがありましたから、そのあたりは、事前に手だてを立てておいてくださいよという要望をしたほうがいいのなど。液状化の議論はかなり活発にありましたから、そういうことで。ちょっと地域を明らかにせよというのは難しいかもわかりませんが。そのあたり、もしかして文言修正が必要なら預らせていただいて確定させていただきたいと、こんなふうに思いますが、それでどうですか。

○ 早川新平委員

今の村山委員のご指摘は、僕はごもっともやと思っておるんですけども、公表するのには、地元の自治会なりエリアが、多分公表せんといってくれとか、地価とかそういう財産の面でね。確か阪神淡路大震災の以降に、急傾斜地とか危険地とか、これは地元がせんといってくれということは、ようご存じだと、委員長、思っておるんやけれども、必ずそのところが出てくると思うんですよね。これは、あくまでも第三者から見たところであって、その住人は、公表してもらったらというところがかなりというのはわかるんやけど。総論賛成で各論反対やからというところの、私は、それはちょっと危惧するんで。

○ 小林博次委員長

そうやな。

○ 早川新平委員

現実問題としてね。

○ 森 康哲委員

以前に調査したときのデータがあると思うんですけど、そのときは、公表はされていなかったでしょうか。液状化の……。

○ 小林博次委員長

ちょっと確認、理事者にさせてもらいますけれども、この特別委員会では、液状化の場所は示されなかったとおっしゃるんですけど、そのあたりの扱いは、どうなっていますか。ちょっと聞かせてください。

○ 真弓危機管理室長

私らの地域防災計画に載せてございます液状化のところにつきましては、三重県の公表している部分のところを載せてございます。

というので、私どもというよりは三重県の調査された結果を、私ども、それを載せさせていただいているという状況です。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

三重県の資料、市としては出していないということな。三重県の調査。

○ 森 康哲委員

県であろうが市であろうが、データとして公表はされているということなんですね、現状はね。確認です。

○ 小林博次委員長

このあたりは、住んでいる住民の方のこともありますから、そのあたり、ちょっと配慮させていただいたようなことと、それから、道路なんかは手だてを立てておく必要があるかと思うので、そういう道路とか公共の施設とか、そんなような感じのことについてここで言及させていただく、こんなことで正副委員長に預らせていただくとありがたいと思いますので、それでよろしいですか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

それから、在住者数にあわせた津波避難場所の設置、こちら辺もご議論いただいた中身を軸に文言修正させていただく。こんなことで預からせていただいて、一任いただいて文章化するということによろしいですか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、そのように扱わせていただきます。

そのほかにありますか。

(なし)

○ 小林博次委員長

そうしたら、この行政要望については、その程度にとどめさせていただきます。

それから、その次に、委員会報告書について、報告書案をつくられていますので、事務局から説明させます。

○ 伊藤議会事務局主事

では、右上に資料⑧、防災対策条例調査特別委員会報告書のほうをごらんください。

それでは、委員会報告書の概要について説明いたします。

報告書は6部構成になっております。

まず、1ページをごらんください。

1、はじめにということで、本条例案の制定に向けた経緯についてまとめております。

次に、1ページ中段をごらんください。

2、当委員会の設置に至る経緯ということで、平成28年8月に議員政策研究会防災対策分科会が設置され、平成29年5月に当委員会が設置されるまでの経緯についてまとめております。

めくっていただきまして、2ページをごらんください。

3、委員会の開催経過ということで、ここでは、これまでの当委員会の経過及び会議の概要についてまとめております。こちら、委員会の経過につきましては、事前の配信時に、開催当時の項目名、議題をそのまま使用していたものを、現在の条例案の条項数や見出しのほうに変更いたしておりますので、改めてご確認をお願いいたします。

続きまして、5ページのほうをごらんください。

4、委員会における主な論点の経過ということで、ここでは議員政策研究会防災対策分科会にて取りまとめられた提言、七つの方策を踏まえて議論を行い、委員会案を策定するまでの主な論点の経過についてまとめております。

続きまして、6ページ、中段のほうをごらんください。

こちら、5、委員からの意見ということで、条文、解説、行政要望などに趣旨が反映されなかった委員からの意見についてまとめております。

なお、先ほど、行政要望とあわせて提出することが確認されました提言に関するその他の意見と重複する内容となっております。

最後に、7ページをごらんください。

6、まとめとしまして、当委員会の調査報告をまとめております。こちらについては、全て読み上げをさせていただきたいと思っております。

6、まとめ。

大災害はいつ私たちが襲ってくるかわかりません。こうした状況の中で、市民の生命や財産を守るため、これまでの災害から得た教訓や本市の地域特性を踏まえながら、防災力をさらに向上させることが急務となっております。

当委員会では、どのような災害に対しても、「想定外」をつくらず、市民の生命や財産を守るために、災害発生時の被害を最小限に食い止め、早期に力強く復旧・復興に向けて立ち上がる「災害に強く、災害対応力にすぐれたまち」を目指し、分科会で取りまとめられた七つの方策を踏まえつつ、調査研究、議論を行いました結果、本条例案を提案するに至りました。

「災害に強く、災害対応力に優れたまち」の実現には、本市、市民、事業者がそれぞれの責務と役割を自覚し、相互に連携して、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に取り組んでいくことが不可欠です。その中において、本市が担う責務と役割はきわめて大きく、みずからが主体となる公助の取り組みに加え、より多くの市民や事業者に協力を仰ぎ、支援することで、防災・減災の輪を広げていくことが求められます。また、本

条例案の提案者である議会は、市長と協力して本市の責務と役割を果たしながら、多様な意見を本市の防災対策に反映させるといった議会独自の責務を果たすことが求められており、今回取りまとめた「四日市の防災力を高める八つの施策」などのように、防災対策に向けた取り組みを今後も継続して行っていく必要があります。

最後に、当委員会で調査研究を行いました「四日市市防災対策条例」が制定されることにより、本市にかかわる方が防災・減災への関心を高め、ともに力を合わせて防災対策を推進していくことで、どんな方も安心して安心して暮らせるまちとならんことを強く願い、当委員会の調査報告といたします。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

この報告書案ですけれども、説明いただきましたように、はじめにということで、流れが過去の地震の経過とか災害の経過が書かれて議論してきました。

それから、二つ目には、設置をする経過、これをまとめました。

3点目が、委員会の開催と議論してきた中身を書きました。

それから、4点目は、委員会における主な論点、経過、こういうことをまとめました。

それから、5点目は、委員からのご意見で、例えば避難準備情報だとか避難勧告とか、正しく言葉が理解できないなというようなことなんか第9条に入ったり、そういうことを5点目に委員からの意見としてまとめました。

それから、最後に、総まとめとして、今申し上げたようなことで締めくくりをさせていただくということを委員会報告としたいと思っておりますが、ご意見があれば出してください。

○ 山口智也委員

委員長、先ほどの津波避難ビルの件が、また6ページの下のほうにありますもので、また文言調整していただければなと思いますので、よろしく申し上げます。

○ 加納康樹委員

場所としては重複するんですけど、きょうの説明を聞いていると、同じく6ページの話なんですけど、5の⑤の行政要望についてというところは、別添資料のとおりでありますと

割愛しておいて、5の委員からの意見というところをこれだけ書き出すというのは、でも、先ほどの説明だと、ですから本日の資料⑦ですか、これも別添するとおっしゃっていたのであれば、この5そのものが不要なのか、もしくは、⑤の行政要望についてというところを細微に記述していただく必要があるのかな、どちらかでないバランスが悪いのかなと思いましたが。

○ 小林博次委員長

指摘されると、そんなような気がします。

○ 加納康樹委員

ですので、余り長くただらしてもしょうがないので、行政要望についてで、別添資料のとおりであります。それで、そこにつけ加えるのかどうかのかわかりませんが、その他委員からの意見につきましても、別添の資料というふうな、そんなところでくくってしまえば、この5というところはほぼ割愛できるのかなとも思いますが、最終は正副に一任させていただきたいと思います。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

ほかに意見ありますか。

(なし)

○ 小林博次委員長

そのあたり整理させていただいて、ご一任いただきまして報告書にさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

一応、きょう、予定させていただいたのは以上のございますので、これをもって委員会を終了させていただきたいと思ひます。

何かほかにあるでしょうか。なければ。

○ 伊藤議会事務局主事

署名。

○ 小林博次委員長

署名な。条例案に署名。

用紙ある。回してくれるか。

○ 伊藤議会事務局主事

ただこれ、1枚に基本的には全員連名で書いていただくという形で。

○ 小林博次委員長

そうか。

○ 伊藤議会事務局主事

正副委員長に、まず書いていただいて。

○ 樋口博己委員

よろしいでしょうか。

○ 小林博次委員長

はい、樋口委員。

○ 樋口博己委員

この報告書を改めて確認させていただいて、1年半にわたり特別委員会20回開催いただきまして、正副委員長、事務局の皆さんに感謝申し上げます。ありがとうございます。お疲れさまでした。委員の皆様、ありがとうございました。

○ 小林博次委員長

では、ご署名いただいておりますうちに、ご挨拶だけ一言させていただきます。

長きにわたってご議論をいただき、途中経過の中で、市民の皆さんからも非常に関心の高い事柄でありましたから、ご意見もいただき、災害に対する取り組み、正確な取り組

み、これが市民の皆さんが求めていることなのかなと、こんなことに気づかせていただきました。

それから、委員の皆さんからさまざまな現場でいろいろさわっていただいた、そういう声を聞かせていただいて、それが条例案に反映されたなというふうに思っていますので、あとは、行政側に、この条例案をお渡ししていくわけですがけれども、絶えず訓練を繰り返して万が一に備えていただくことが非常に大事なかなと。この条例案づくりそのものが防災に対するお互いの意識を高めていただくという機会にもなったのかと、こんなことを思わせていただきました。皆さん方のご努力、ご協力で条例案がまとまりましたことについて、私のほうから感謝を申し上げて、ご協力いただいた皆さんに、委員の皆さんに、ありがとうございますと最後言わせていただいてこの委員会を閉じる言葉にしたいと思いますが、副委員長が一言申し上げるということですから、それをもって終わりとします。

○ 荻須智之副委員長

本当に委員長がおっしゃられたとおり、本当に熱心にご討議いただき、それと、いつも思うんですが、ぱっと文書を見られて、すぐ要点を把握され、修正箇所を指摘されるという先輩議員の方々の能力の高さに本当に感心しつつ、視察では本当に得がたい経験と情報を得られて、それを少しでも条例に生かされたかなと思うと、ありがたいなと思いました。

全体を通して本当に自分自身が勉強させていただいて、本当にありがたかったと思います。本当に、皆様には、ご協力いただき、理事者の皆様にも感謝の念が絶えません。ありがとうございました。

○ 小林博次委員長

じゃ、これをもって閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

10 : 48 閉議